

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	相模原市 妊娠の届出に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、妊娠の届出に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊娠の届出に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく妊娠の届出の受理及び妊婦への保健指導
③システムの名称	保健システム(健康かるて)、共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業対象者ファイル(保健システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条 別表の70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局こども家庭支援部 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市こども・若者未来局こども家庭支援部こども家庭課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8345
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保健システムは、住基情報と連携しているため、紐づけ誤りは発生しないものとする。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	書類は鍵付きのキャビネットで保管している。保健システムは権限のある者のみが入力・照会できる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども家庭課長 神藤次郎、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、城山保健福祉課長 有馬真一、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、中央保健センター(緑保健センター)所長 上野世津子、緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、情報政策課長 二瓶行	こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、城山保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、中央保健センター(緑保健センター)所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更における変更項目のため)
令和1年5月15日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (更新に係る時点修正)
令和1年5月15日	IV リスク対策	なし	記載のとおり	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更における追加項目のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	<p>①こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 健康福祉局 保健所 中央保健センター(緑保健センター) 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 企画財政局 企画部 情報政策課</p> <p>②こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、城山保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、中央保健センター(緑保健センター)所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長</p>	<p>①こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所 区民課、中央区役所 区民課、南区役所 区民課 総務局 情報政策課</p> <p>②こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、城山保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、情報政策課長</p>	事後	重要事項に当たらない (担当部署の減少のため)
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和3年3月30日	IV リスク対策	変更なし	記載のとおり	事後	重要事項に当たらない (変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	①こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所 区民課、中央区役所 区民課、南区役所 区民課 総務局 情報政策課 ②こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、城山保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、情報政策課長	①こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課 ②こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、DX推進課長	事後	重要事項に当たらない (担当部署の減少のため)
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和4年3月4日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスクへの対策 「十分である」	委託しない	事後	重要事項に当たらない (委託しなくなったため)
令和4年3月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の69の2	番号法第19条第8号 別表第2の69の2	事後	重要事項に当たらない (号ズレ修正)
令和5年5月12日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和7年8月29日	I 関連情報 3個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の49項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第40条第1項第4号	番号法第9条 別表の70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第40条第5号	事後	重要事項に当たらない (号ズレ修正)
令和7年8月29日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56の2項	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項	事後	重要事項に当たらない (号ズレ修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課	こども・若者未来局こども家庭支援部 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課	事後	重要事項に当たらない (組織改編)
令和7年8月29日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更 における追加項目のため)
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	保健システムは、住基情報と連携しているため、紐づけ誤りは発生しないものとする。	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更 における追加項目のため)
令和7年8月29日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更 における追加項目のため)